

海外商談会（シンガポール）出展及び ネットワーキング実施業務募集要項

■募集期間

令和5年8月10日（木）～令和5年8月21日（月）

■お問い合わせ先

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

国際観光コンベンション部

担当：中村、松井

TEL：（075）353-3053

1 委託業務

海外商談会（シンガポール）出展及びネットワーキング実施業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の内容

別紙「海外商談会（シンガポール）出展及びネットワーキング実施業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

3 応募資格

本募集へ応募できる者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1)本業務を通じて、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2)京都市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (3)代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4)現に京都府・京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5)応募日において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6)雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8)暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9)自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10)会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4 応募手続き等

公募に応募するものは、下記提出先に企画提案書などを持参又は郵送するものとする。

(1)応募書類の提出先

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

国際観光コンベンション部（担当：中村、松井）

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

TEL：075-353-3053

FAX：075-353-3055

E-MAIL：convention@hellokcb.or.jp

(2)受付期間

令和5年8月10日(木)～令和5年8月21日(月)(午後5時必着)

(3)提出方法

持参又は郵送による。

- ・ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

(4)提出書類の内容

- ① 企画提案書(任意様式) 4部(正本1部 副本3部。表紙には社名を記入し、担当部門及び責任者を明示すること。正本は、袋綴じをし、代表者印を押印すること。) 次の項目について、具体的な内容を記載すること。(図や写真等の挿入可)
 - ・ 本会議を効果的かつ円滑に進めるための実施体制
 - ・ 責任者、運営スタッフの実績
 - ・ 本会議の運営に関する地域貢献などの独自提案
 - ・ 広報、集客、参加申込の受付方法、会議関連グッズ等に係るセールスポイント
- ② 貴社の概要及び類似する業務実績が分かるもの(任意様式) 4部
 - ・ 会社概要
 - ・ 過去3年以内の類似する業務実績の分かるもの(日程、事業名称、参加者数等)
- ③ 見積書(任意様式) 4部

(5)その他

- ① 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ② 必要に応じて電話等で内容を確認する場合がある。
- ③ 提出書類は受託候補者の決定のために使用し、他の目的のために使用しない。
- ④ 提出書類は返却しない。

5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1)質問・問い合わせの方法

質問票(任意様式。ただし、メール件名には「海外商談会(シンガポール)出展及びネットワーキング実施業務」と明記すること。)を4(1)に記載のアドレス宛に送付し、質問したことを担当者に電話で連絡すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(2)質問・問い合わせの受付期間

令和5年8月17日(木)午後5時までとする。

(3)質問・問い合わせへの回答

すべての質問及び回答については、メールにて回答する。なお、すべての質問と回答の

内容をすべての応募者に対してメールにて通知する。

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

10,000千円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）まで

(4) 委託金の支払条件

業務完了報告書を受領し、本業務を問題なく実施したことを確認した上で支払うものとする。

(5) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、この限りでない。

7 受託候補者の決定等

(1) 審査方法

受託者の選定は、当財団が行う。提出書類に基づき、本事業をより適切に遂行する能力等を審査し、順位之最も高い1者を受託候補者として選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

- ① 本事業の主旨を踏まえ、十分に運営できるか。
- ② 円滑に事業を推進できる体制が確保できるか。
- ③ 見積もり経費は妥当か。
- ④ 過去の類似事業の取り扱い実績・経験が豊富にあるか。 など

(3) 受託候補者の決定

選定を実施し、最も点数が高いものを受託候補者とし、2番目に高かったものを次点として選出する。なお、受託候補者との契約に至らなかった場合は、次点のものを受託候補者に繰り上げて選出する。

(4)提出書類が無効になる場合

企画提案書等において、虚偽の内容が記載されていることが明らかになった場合は当該企画提案書等が無効とする場合があります。

(5)審査結果通知

審査の結果については書面によりすべての応募者に通知する。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1)書類審査 : 8月中旬
- (2)審査結果通知 : 8月下旬 別途通知
- (3)契約 : 8月下旬 別途通知

9 業務委託の契約

次のとおり業務委託の契約手続きを行う。

- (1)受託候補者に選定された者と委託金額限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。
- (2)契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。
- (3)契約内容は、仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。